861
ro
1

関東を主とする酒造関係資料雑纂

武州入間郡

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

関東御五緯
作出役様

酒造減石御請書

天保七申年
八月日

國立圖書館
24. 2. 29 和
寄贈

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1
ガラス使用

関東御取締出役
山田茂左衛門様手附
吉田左五郎様
御觸書

諸國酒造之儀去ル巳年以来造来酒造米高
之三分二相減三分一を酒造可致旨減石之儀嚴重ニ相
守ニ流造等不致様申聞候ニ而も右之外ハ勿論諸

四ノ二

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

役人追ヒ急渡ニ至ル　仁付ニ合去月中ニ御觸書出ル所
猶又今般中総西相江流山北田邊ヲ初関東
筋村ヲ我来共ニ用迫村以前ニ酒造人ニ右来
ニ付迫候新酒荒蔵サセ以横下ニ渡ル
叩樂能得当厳ニ合ル　仁渡右ニ付中渡ル筋
且至ニ迫村も渡ル以ニ若夫ヒヒ仁得遠仕込

候ニ而ニ以ニ卯成先ニ在候寿場より組合限り
大小惣代ニ右ハ村ヲ役人ニ刺付通達ニ而
酒造人ニ而ニ渡横ニ急渡ニ至ル迷ニ而以上

右ニ通ル　仁学候通り以請ル
若宝中ニ而ニ件

四ノ三

村後人元中

四ノ四

三條宮ノ年
八月日

酒造人
作市

沿舍
惣七

酒造人
半右衛門

沿舍
吉蔵

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1
ガラス使用

若干口伝語談文事

諸國酒造之後在日已年日未迄造之事

酒造所之事二十減三分一酒造之後減石

酒少歳重不取者若酒造不許者

其向後不得人迄急度之所得者當

七月中 御稿有之 以來當文今後御國

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　ガラス使用

関東向作之締作出役
山田郡名主 様作手附
吉田左右衛殿
山本大橋様作手附
吉田平助殿
作手附
関東貫一郎殿
作手附
小池三助殿
関東供給所殿

[illegible]
金[illegible]
村役人[illegible]
与氏 久[illegible]
[illegible]
日別日新[illegible]
[illegible]
与氏 [illegible]
村役人[illegible]
与氏 [illegible]

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

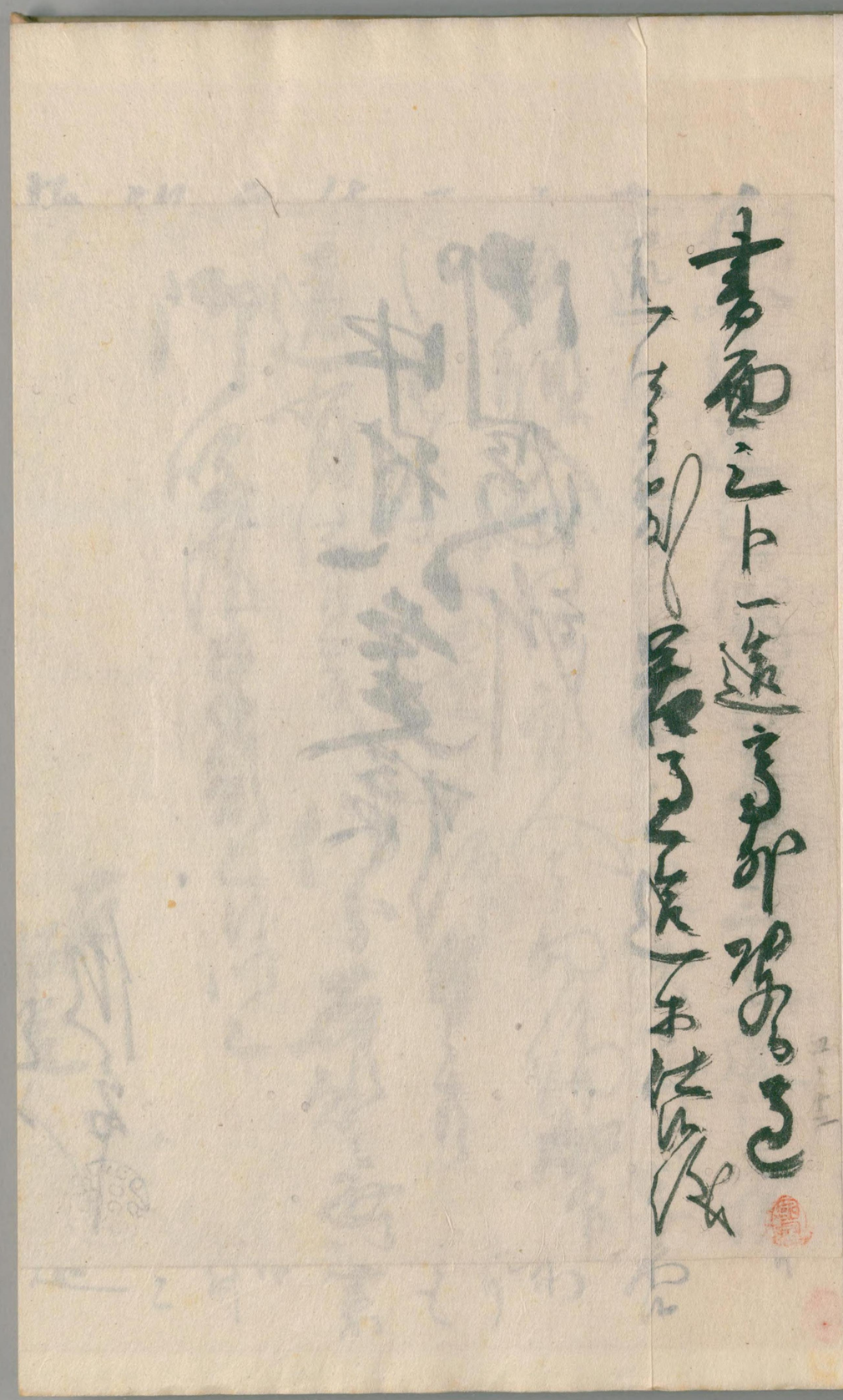

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

隠造米仕込候ハヽ村役人立会精々
入念石数取締之儀無油断可仕候
相背候ハヽ何様之御咎被仰付
候とも為後證役人連印證文差上申處如件

天保八酉年十月　日
　　　　　村役人　名前
　　　　　酒造人　名前

[illegible]様
　御役所

差上申證書之事

御府内酒造渡世之者共當酉酒造高之儀
日限並高等造込之者惣代之者差出し候
古来仕込入用之高ニ割合売捌候ニ付
（其余之）
被仰渡候ニ付
人ニ来仕込並候ニ割合之上
相背候ハヽ何様之御咎被仰付候
急度御咎被仰付候

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

元拂ニ相ニ又ニ
酒造ニ而ニ可ニ相ニ
三下一造ニ而ニ又ニ相ニ
是ニ而ニ同年ニ不ニ持ニ酒造ニ拂ニ而ニ宜ニ取ニ
之ニ酒ニ仕ニ是ニ之ニ酒造ニ仕ニ而ニ持ニ業ニ敷
拂ニ座ニ有ニ為ニ申ニ年ニ相ニ伴ニ仕ニ
外ニ為ニ時
右酒ニ而ニ仕ニ

三枚宗江帝知ニ
武州八間郡下鴻村
酒造人今ニ在ニ之ニ事
名ニ
七帝年

右ニ通ニ而ニ成ニ相ニ違ニ而ニ不ニ可ニ
天保七申年九月
平山村
百姓
長鴻ニ
組合ニ
今ニ
村役人ニ
ニ
久内
下鴻村
酒造人七帝年ニ在ニ
ニ
浅吉
村役人ニ
ニ
奉遠

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

天保四巳年 初倍

一 澄札 高 或拾石

是ハ酒造義并ニ居ル不出来ニ
殊ニ引漬ニ不殺ニ而直ニ付未ニ出来ニ
也異服永ニ引ニ之ニ而仕ル

久具 高三郎 知事不
同 川ノ郎 同村
酒造人 登 要太郎
名 又七

天保四巳年 初倍
澄札 高 或拾石
此ニ下一ツ 六石 六斗

一 當造 米 高 六石
斗

本月 大ニ悪 知事不
或 川入 合郎 不久保村
酒造人 登 仙義
名 安左衛

天保四巳年 初倍
澄札 高 或拾石
此ニ下一ツ 六石 六斗

一 當造 米 高 六石
斗
當作 名 高
右酒 十二結

酒井 内蔵助 知事不
或 川入 合郎 源兆 村
酒造人 名 吉三郎
知合 世代 惣兵 勝
名 新兵 勝

天保四巳年 初倍

一 澄札 高 或拾石
是ハ米穀抽 庫ニ付 當申ニ
皆休 仕ル

酒井 内蔵助 知事不
或 川入 合郎 大谷 村
酒造人 登 重太郎
名 清太郎

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

一 古来言発ハ

一 古来言発ハ

一 古来言発ハ

一 古来言発ハ

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

一

一

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

酒造并濁酒造人別紙書面之外
村〻一切無御座候依之差遣連印書面差上申
候所如件

天保七申年九月

安藤稲次郎知行所
武州入間郡大我村
名主 平次郎

肥田十郎兵衛知行所
同郡同村
名主 次郎右衛門

酒井内蔵助知行所
同郡河原諸村
名主 民八

本多対馬守知行所
同郡権現堂村
名主 三郎右衛門

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

天保八酉年

大原書記殿
武州入郡
回送人
石原屋市
清原屋市
名宅
茂

伊奈半左衛様
御役所

差上申御請證文之事

酒造減石之儀 去申年 此 伊出海源豊
違矢相守返而作沙汰作事如此 三歩一造て仕
候 此 伊渡原知事畏ハ 依之御請連申
事差上ハ處如件

天保八酉年
八月日

仙石龍太郎知行所
武州入月郡毛呂郡郷
酒造人
百姓
左市
酒造人
百姓半右衛門店
清左衛門
左右衛門
村役人世代
名主
八郎右衛門

三枝宗治郎知行所
同州同郡平山村
酒造人
百姓
左次郎
村役人世代
名主
久内
同
知行所
同州同郡馬場村

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1
ガラス使用

酒造人
百性
七郎平
村役人登年右衛門出府之付代
組頭
和　重
酒井内藏之丞組行所
同列同郡大谷本村
酒造人
登
左　文次

村役人惣代
組頭
清左衛門
同
和行所
同列同郡瀧野内村
酒造人
百性
左　三郎
村役人惣代
組頭
重　兵衛

四人三人

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

関東向御取締所出役
当前左之頃御手附
吉田左之帝殿
当前之頃御手附
太田平助殿
口 御手附
内友貿一帝殿
口 御手附
小池三助殿
〃 〃
須藤保治帝殿

同州同郡大類村
大熱代
各主
平次帝
仙石龍之帝組仍所
同州同郡毛呂本々
寺場各主
八帝右衛

同一月廿七日屋下刻
鴻巣宿に向出

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1
ガラス使用

天保の酒成九月七日

酒造減石書上帳

東南関会部
南呂市御組

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1
ガラス使用

差上申御請證文之事

酒造之儀當田方毛上雖見居ノ身申
酉両年之通先三ト去造之積之至ニ
其追之遠仕打續以上之儀若凶
荒之至以ニ其眼前飢民之食料と
減候次第然ルニ酒造人之儀右勤奮

世之所府内酒高重之遂ひ積送
りて格外の利潤にて来れ古米を糴合賞
請は夜郎自ら府内分高重之通ニ仁
度業騒立之基ニも可至依之也
二時之所段別自古米をもて新酒造込
儀を勿論過造ハ致はものを聊無用

控御分捕厳重ハ左斗ても本且遠他と
勘弁酒造見合はものを事特之助ニ付
其候事ニて下上命ハ 伊渡取知事長ハ
依自ら請連申差上申処也伴

天保九戌年
九月

一 尚造年高九石五斗

濫札高三拾石
廿三下一拾石

一 當造年高六石

濫札高四拾石
廿三下一六石六斗

一 尚造年高拾八石

濫札高八拾石
廿三下一拾六石

一 濫札高四拾石

是ハ酒造蔵弁屋具ホ出来ニ至
殊ニ門續ニ而穀ニ重ニ付未ニ而

名貝岡幡宇和行和
岡列門郡 長殿村
酒造人 百姓
弥吉

酒造人
弥吉
要右衛

名主
嘉三郎

四ノ四五

仙石龍ヶ郎知行和
武蔵國入方郡毛呂郡師
酒造人
百姓
作市

酒造人
清左衛
右左衛

名主
八郎右衛

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1
ガラス使用

一 當造年高六石

一 當造年高六石

一 當造年高六石

一 當造年高四石

四ノ四六

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1
ガラス使用

元稼之儀 石
酒造第百五拾石
此三月一 五拾石

一 當造年高四拾五石

日 御行所
日列日都 馬場村
酒造人百姓
七郎 平
谷 幸 右衛

酒井内藏之御知行所
武蔵國入戸郡 大谷本村
小組合惣代
谷 作 文次

貧閑幡守御行所
日列日都 長瀬村
小組合惣代
谷 茄 三郎

大井大領領分
日列日都 市場村
小組合惣代
谷 坤 江郎

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

19880

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

861
198
E0
1

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用